

出入国・在留法の研究

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学社会科学研究所 公開日: 2013-05-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 義幸 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/15331

出入国・在留法の研究

中 村 義 幸

1. 研究方法の再検討 外国人のわが国への入国在留をめぐる法律問題は、これまで主として公法学、とりわけ国際法学、憲法学、行政法学において論じられてきた。このうち、行政法学におけるアプローチは、この問題を行政作用法中の規制行政に位置づけ、行政の司法的統制の観点から、「行政裁量」「直接強制」

「処分性」「執行停止」等の問題の一適用事例として分析してきた。その結果、行政裁量論においては、国際政治的自由裁量の新類型を識別し、行政強制論においては旧憲法下の強制手段の残滓を、処分性をめぐっては法務大臣の処分前の各種処分の“処分性”に論及し、執行停止論においては、不停止原則の再検討の必要性をそれぞれ指摘する。かかるアプローチは、それ自体として固有の意義を有することは否定しえない。

2. 国際化と出入国・在留法の課題 問題それ自体がすでに「国際関係の中での行政処理」の性格を有するが、今日の国際化は“人権の国際化”をも要請し、国家に対し出入国・在留法の領域においても右の国際化された人権の確保を次第に義務づけつつあるといっている。行政法学にいわゆる「公権論」の枠組を越えて、かかる法分野において確保されるべき実質的価値（国際化された人権）の観点に立った新たなアプローチが求められる所以である。

3. 研究実施報告と残された課題 以上のような視点に立って、これまで、I. 行政作用法と出入国・在

留法研究の問題点の検討を進めた。そこでは、(1)＜入管行政＞問題の発生、(2)行政作用法的アプローチの意義と限界、(3)国際行政法、涉外公法論の枠組によるアプローチの意義と問題点、(4)行政作用法の再編論にいわゆる“独立法構成的アプローチ”或いは“特殊法”論の意義等について考察した。

次いで、II. 実体法的人権論を批判基軸として設定し、1. 外国人の基本的人権論をめぐる学説、判例を整理し通説・判例の残された課題や「国民権」克服の課題を明らかにした。2. 国際人権の法理については、「国内人権」から「国際人権」への変遷と、最近のこの問題についての新展開について検討し、伝統的主権論の克服と、人権の国際的保障の法理に立った新たな出入国・在留法研究の枠組を提示するための検討を継続して行う必要性を明らかにした。こうした新たな枠組と方法の視座から、出入国・在留法の個別の論点（例えば、退去強制法上の諸問題）について考究することが残された課題である。